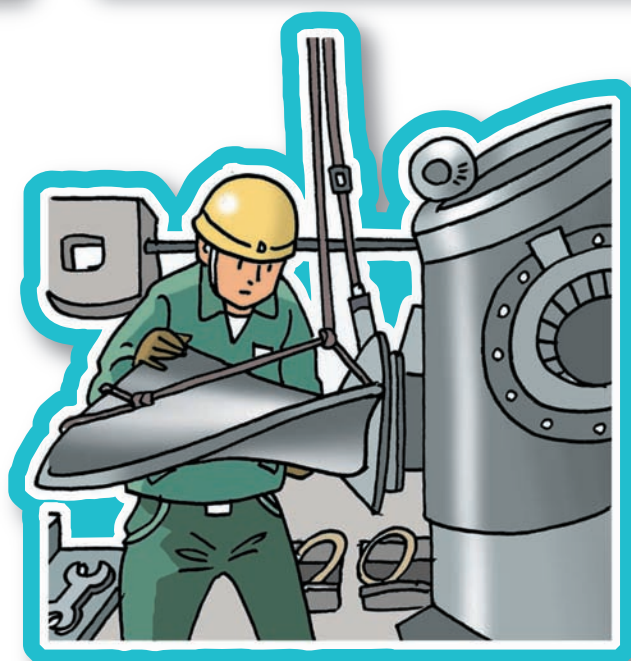
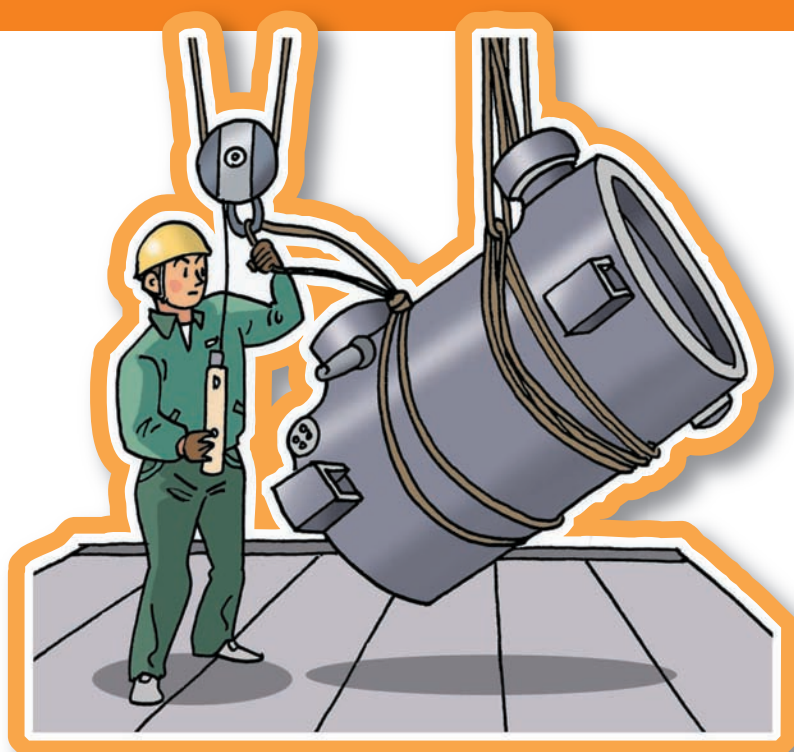


RISK ASSESSMENT

製品組立作業における

リスクアセスメントの すすめ方



1

リスクアセスメントの手法で 危険の芽を摘み取ろう

職場では多種多様な作業が行われ、また、新たな作業方法の採用、変更及び作業の機械化などが進んでおり、それらの実態や特性にあった安全衛生対策を行っていく必要性が高まっています。職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、災害に至る前に、先手を打って対策を施し、リスクの除去・低減措置を行い、更なる労働災害の減少を図るための手法の一つに「リスクアセスメント」があります。

製品組立作業を行っている業種として、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械等製造業の休業4日以上死傷災害について事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが最も多く、「転倒」「墜落・転落」

と続きます。このように製品組立作業では、設備と工作物に挟まれたり、巻き込まれる事故のほか、種々の原因による災害が発生しています。そのため、製品組立作業について、まずは危ないと思われる作業・作業場所を絞り込み、できるところからリスクアセスメントを始めてみましょう。

ここでは、製品を個別に組み立てる作業を中心に考えていきます。

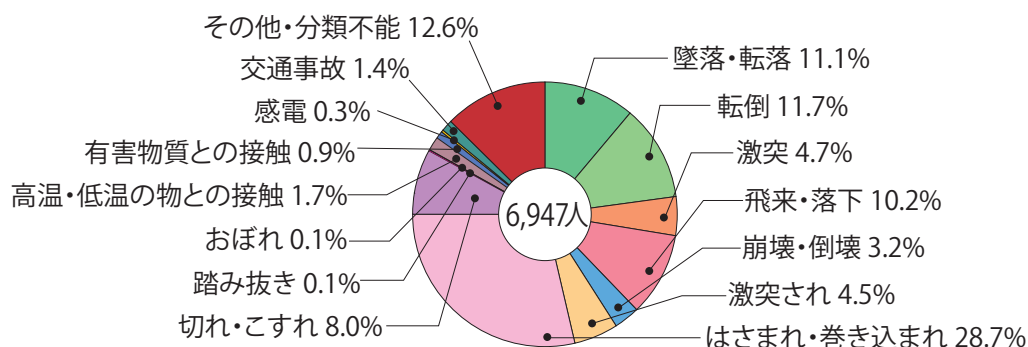
本マニュアルは、機械製造業に限らず、様々な業種で行われる製品組立作業に伴う災害を防止するためのリスクアセスメントのすすめ方をまとめたものです。このマニュアルを活用して、災害防止に努めましょう。

一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械等製造業における事故の型別労働災害発生状況(休業4日以上死傷災害)

事故の型 年	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	交通事故	その他・分類不能	合計
平成15年	709	753	314	742	195	300	2,213	537	2	2	125	42	16	97	581	6,628
平成16年	784	714	307	788	189	361	2,214	515	8	2	121	59	19	117	602	6,800
平成17年	702	792	294	786	202	334	2,119	515	6	2	117	66	15	108	700	6,758
平成18年	752	840	283	764	220	371	2,099	496	11	0	125	81	13	118	746	6,919
平成19年	773	814	329	710	219	375	1,990	553	9	2	116	64	19	97	877	6,947
19年割合 (%)	11.1	11.7	4.7	10.2	3.2	5.4	28.7	8.0	0.1	0.1	1.7	0.9	0.3	1.4	12.6	100.0

資料出所：労働者死傷病報告

一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械等製造業における事故の型別労働災害発生状況(平成19年)

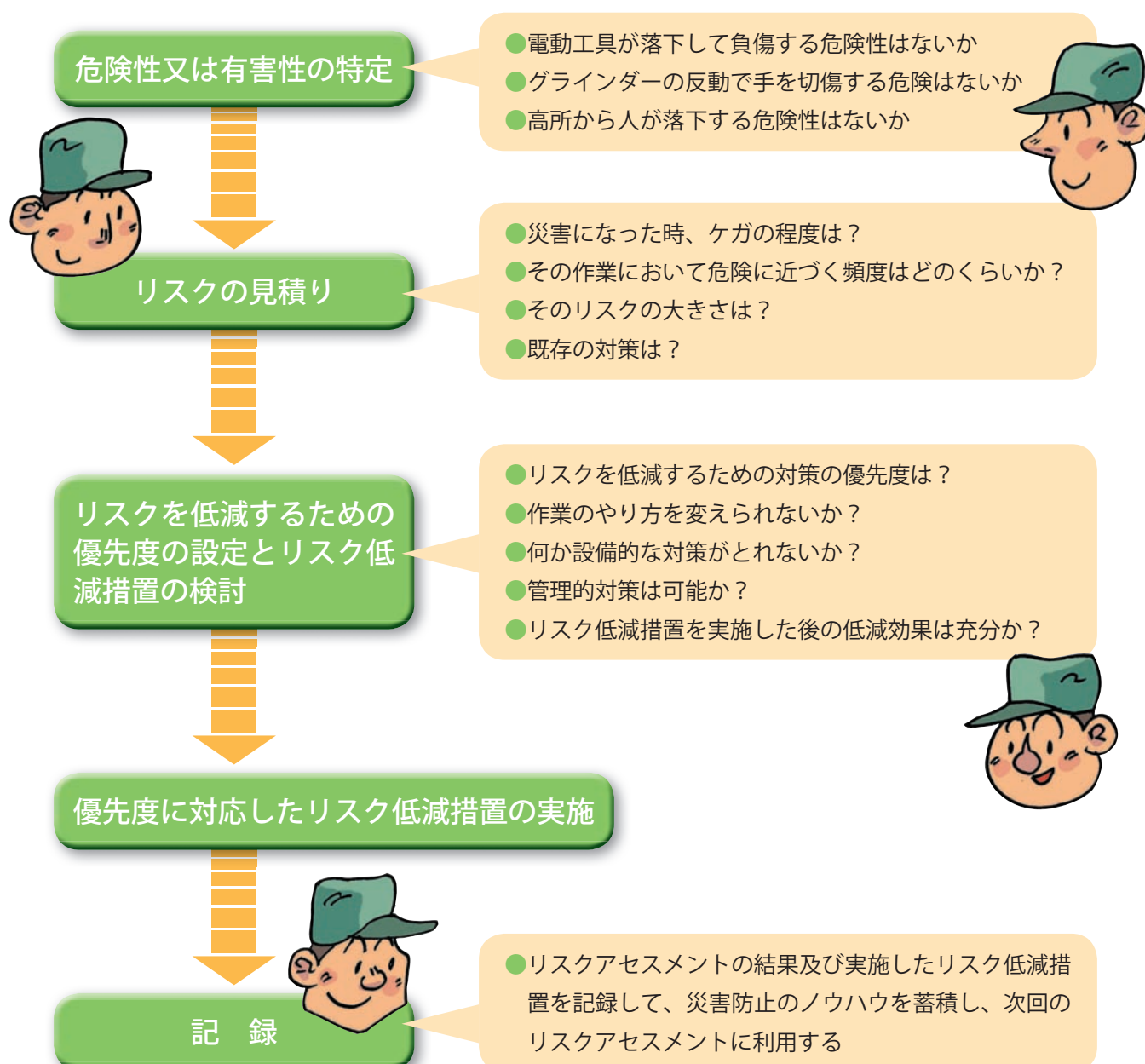


2

リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業場における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせ、リスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいてリスクを低減するための対策の

優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。その手順は概ね次のとおりです。



3

リスクアセスメントの目的と効果

1 リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントを導入し実施する、主な目的は次のとおりです。

職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽（リスク）とそれに対する対策の実情を知って、災害に至る危険性と有害性を事前にできるだけ取り除いて、労働災害が生じないような快適な職場にすることです。

2 リスクアセスメントの効果

リスクアセスメントを実施することにより、次のような効果が期待できます。

- ▶ ① 職場のリスクが明確になります。 ◀
- ▶ ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。 ◀
- ▶ ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。 ◀
- ▶ ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。 ◀
- ▶ ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。 ◀

3 リスクアセスメントの法的位置づけ

製造業の事業者は、労働安全衛生法第28条の2により、リスクアセスメントの実施に努めなければなりません。



4

リスクアセスメントの実施手順

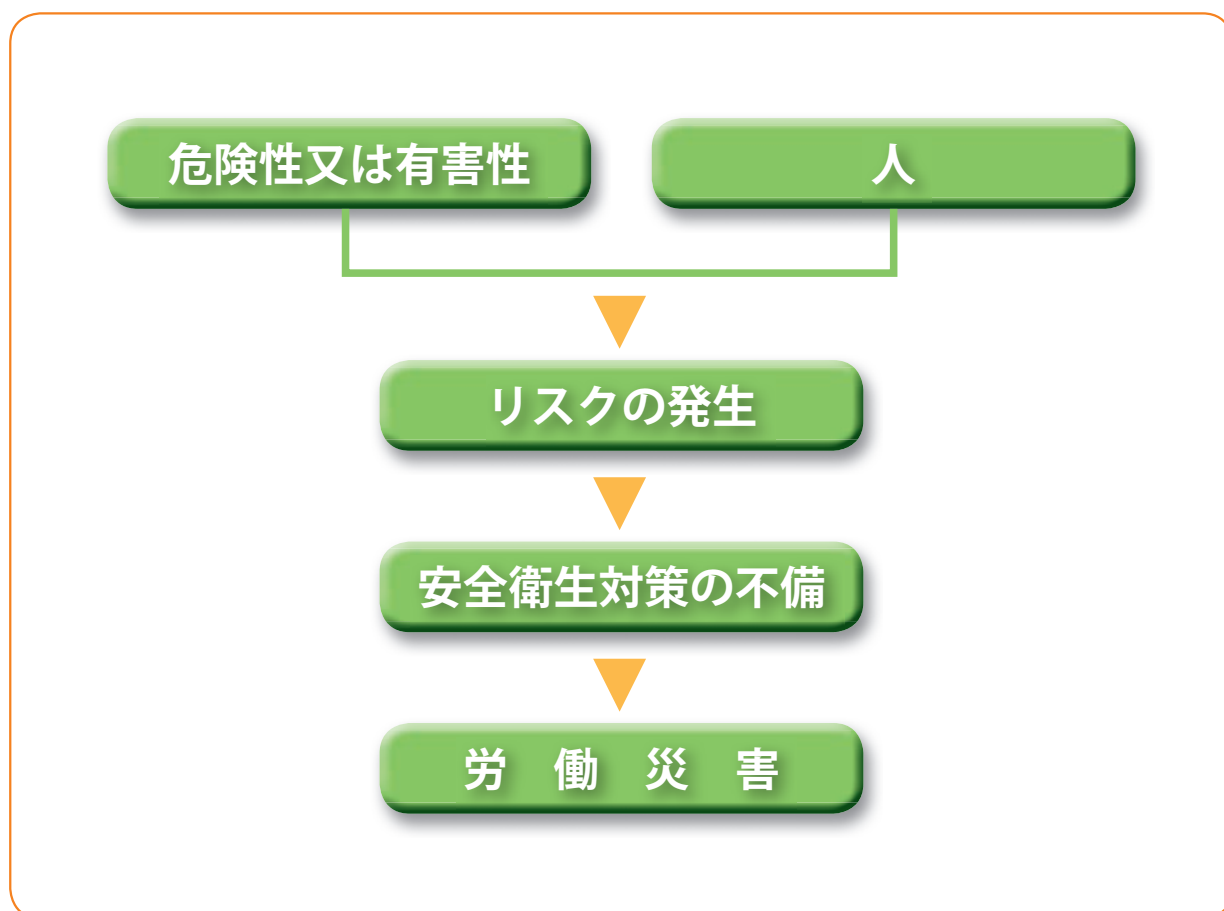
リスクアセスメントは、危険性又は有害性の特定からスタートします。作業場に存在する危険性又は有害性をいかに特定するかが、

リスクアセスメントを効果的なものにするためのカギとなります。

1 労働災害（健康障害を含む）が発生する仕組み

労働災害は、危険性又は有害性と人（作業者）の両者の存在があって、発生します。どちらか一方が存在するだけでは、労働災害には至りません。例えばただ単に刃物があるだけでは、災害にならず、それを人が持って（使用し

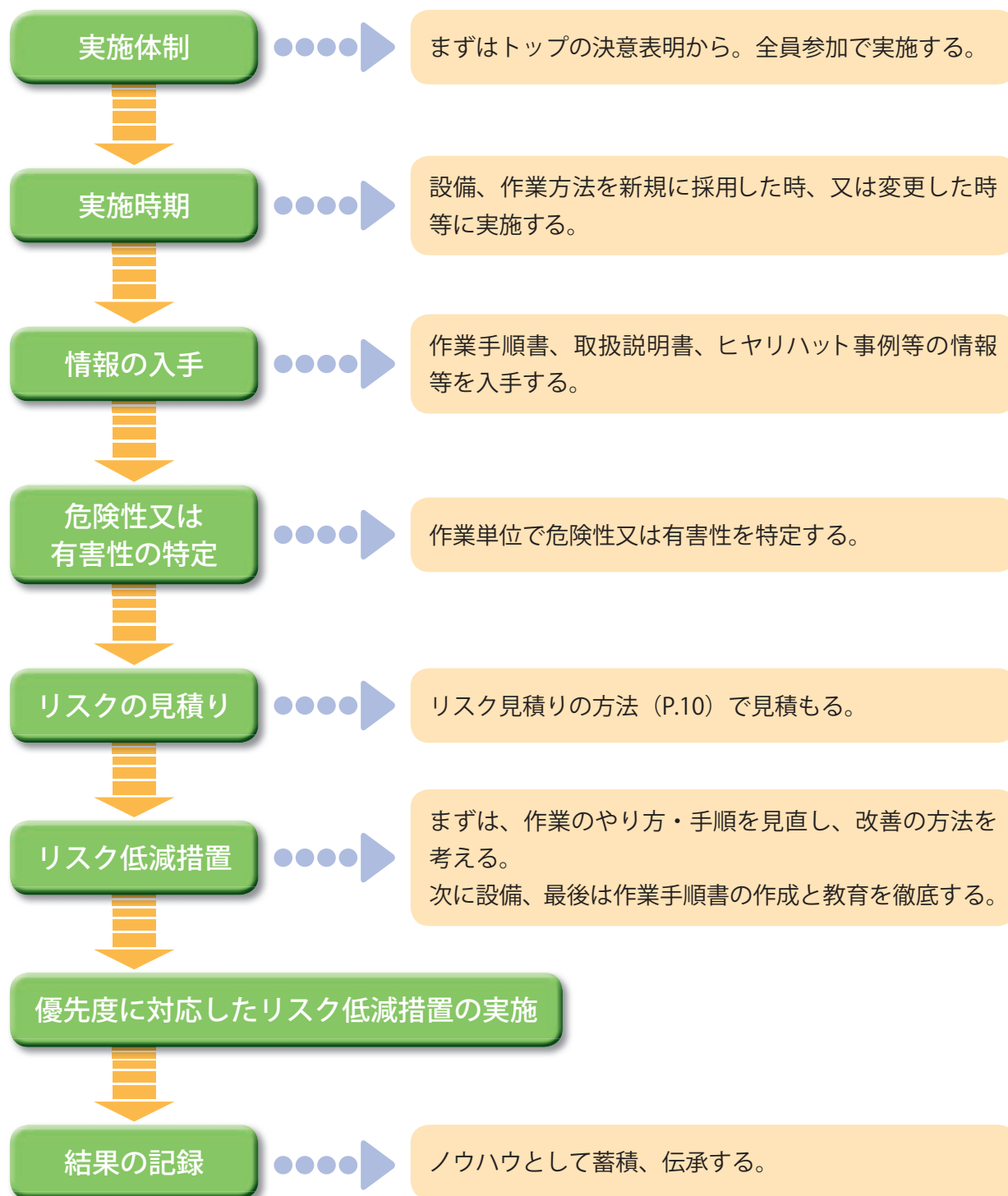
て）初めて災害に至るリスクが発生します。この状態で、安全衛生対策の不備、不具合等があった場合、労働災害となります。これを図に表せば以下のとおりです。



危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至るプロセス

2 リスクアセスメント導入の実施手順

リスクアセスメントを実施する場合の実施手順は、次のとおりです。



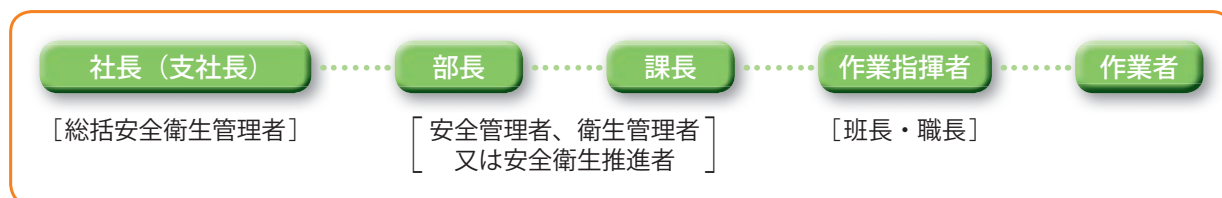
実施する場合、企業全体が一斉に展開できればよいのですが、特定の部門、特定の事業所等から実施し、その結果に基づいて順次他の部門、事業所等に広げていくことも有効な方法です。

ともかくリスクアセスメントの手法で「まずはやってみる」という姿勢で取り組むことが大切です。

3 実施体制について（経営トップの決意表明と推進組織）

- リスクアセスメントを導入する場合、経営のトップは、従業員や関係者に自らの意思として「リスクアセスメントを行う」ことを宣言します。
- 事業場や店舗のトップ（総括安全衛生管理者等）が実施を統括管理します。
- 事業場や店舗の安全管理者、衛生管理者等が実施を管理します。
- 安全衛生委員会等を活用し、労働者を参画させます。
- その職場の作業指揮者（班長・職長）を参画させます。
- 必要な教育を実施します。

推進体制の例



4 実施時期

実施時期については、設備又は作業方法を変更したり、新規に採用した場合や、労働災害が発生した場合等がありますが、「まずは、リスクアセスメントをやってみよう」という

ことで、危ないと思われる作業・作業場所を導入時の対象として絞り込み、できることからリスクアセスメントを始めてみましょう。



5 情報の入手

入手すべき情報としては、作業手順書、ヒヤリハット、KYK（危険予知活動）の事例、安全パトロール結果、類似災害情報等があり、これらを作業員から報告させる仕組みが必要です。

（注）「ヒヤリハット」とは、労働災害には至らないが、人が危険な状況や環境条件等に接し感覚的に「あぶない」、「有害だ」と感じ、ヒヤリとしたり、ハットした出来事を表す言葉です。これをメモ帳やノートに書き留めておく安全の作業打合せなどに役立ちます。

6 危険性又は有害性の特定

危険性又は有害性の特定を行う場合は、別表1の「危険性又は有害性の特定の着眼点」、別表2の「主な危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例」を参照するとともに以下のことに留意しましょう。

●対象作業の取扱いマニュアルや作業手順書を用意しましょう。（それが無い場合は、作業の概要を書き出しましょう）。

- 対象作業はわかりやすい単位で区分しましょう。
- 危険性又は有害性の特定は取扱いマニュアル等を活用して対象作業のステップごとに「～なので、～して、～になる」という形で書き出しましょう。
- 日常の仕事とは違う目、すなわち「危険がないか」という目で、現場を観察してみましょう。（過去に起こった災害は、そんなことが起きるわけがないと思われるような災害が多いものです。）
- 機械や設備は故障しますし、人はミスを犯すということを前提に作業現場を観察してみましょう。



7 リスクの見積り

特定された危険性又は有害性に対して、リスクの見積り方法に基づきリスクの大きさを見積もります。

リスクの見積りにあたり、留意すべき事項は、次のとおりです。

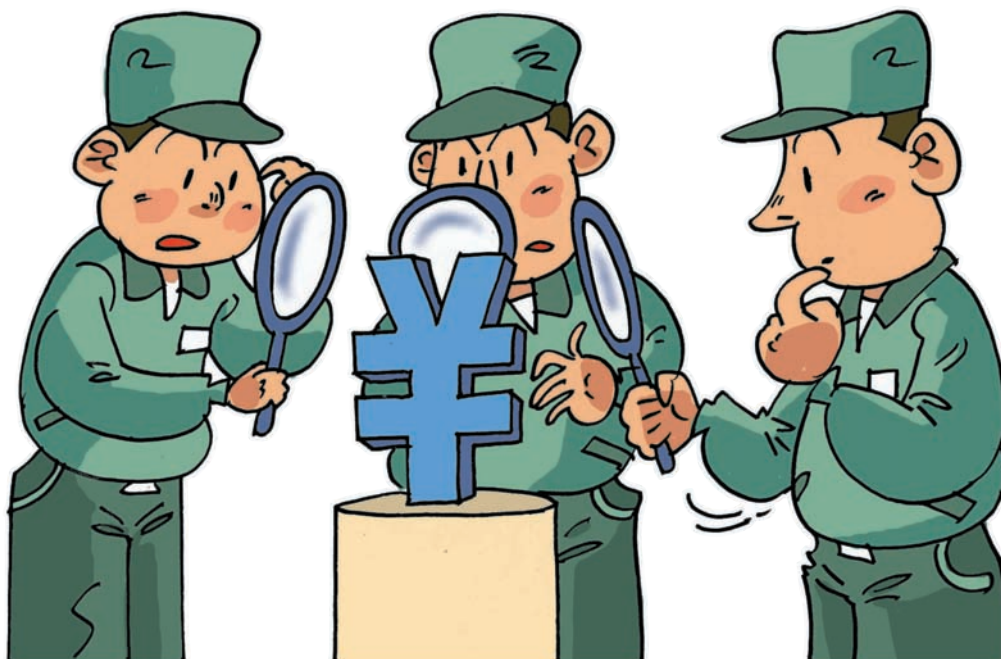
- リスクの見積りは、極力複数の人で実施しましょう。多様な観点があった方がより適切な見積りができるからです。
- リスクの見積りのメンバーは、必ずしも上位職の者とはかぎりません。作業内容を最もよく知っている人になりましょう。
- リーダーは意見の調整役に徹するように努めましょう。
- 現在行っている安全対策の有効性を考慮してリスクの見積りを行いましょう。
- リスクの見積りにあたっては、具体的な負傷・疾病を想定しましょう。
- 見積もりした値がばらついた時は、よく意見を聞いて調整しましょう（こうだと決め付け

てはいけません。メンバーの経験、知識、年齢、性別等それぞれ違うので、バラつくのが当然と考えましょう。）

見積りの値は平均点ではなく、多数決で決めるものでもありません。メンバー間で話し合い、合意したものとしましょう。

- 見積りの値については、説明のつくものでなければなりません（やま勘は禁物です）。
- 過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定した重篤度で見積りましょう。
- 見積りの値はメンバーの中で、最もリスクを高く見積もった評価値を出した人からよく意見を聴き、メンバーの納得のもとに採用しましょう。

これらの点に留意し、メンバー間で意見を出し合い、話し合い、意見の違いについてはお互いに調整し、最終的にはメンバーの総意として集約します。これらの過程により、情報や認識が共有化されます。



リスク見積りの方法（マトリクス法の例）

1 負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度（災害の程度）	災害の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	●死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ●休業災害（1ヵ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	●休業災害（1ヵ月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	●不休災害やかすり傷程度のもの

2 負傷又は疾病の発生の可能性の区分

危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性の度合	内容の目安
高いか比較的高い ×	●毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ●かなりの注意力でも災害につながり、回避困難なもの
可能性がある △	●故障、修理、調整等の非定常的な作業で、危険性又は有害性に時々接近するもの ●うっかりしていると災害になるもの
ほとんどない ○	●危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することは滅多にないもの ●通常の状態では災害にならないもの

3 リスクの見積り

重篤度と可能性の組合せからリスクを見積もる。（マトリクス法）

リスクの見積表

発生 の 可能性の度合		重篤度		
		負傷又は疾病の重篤度		
負傷又は疾病 の発生の可能 性の度合	高いか比較的高い ×	致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	ほとんどない ○	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

4 優先度の決定

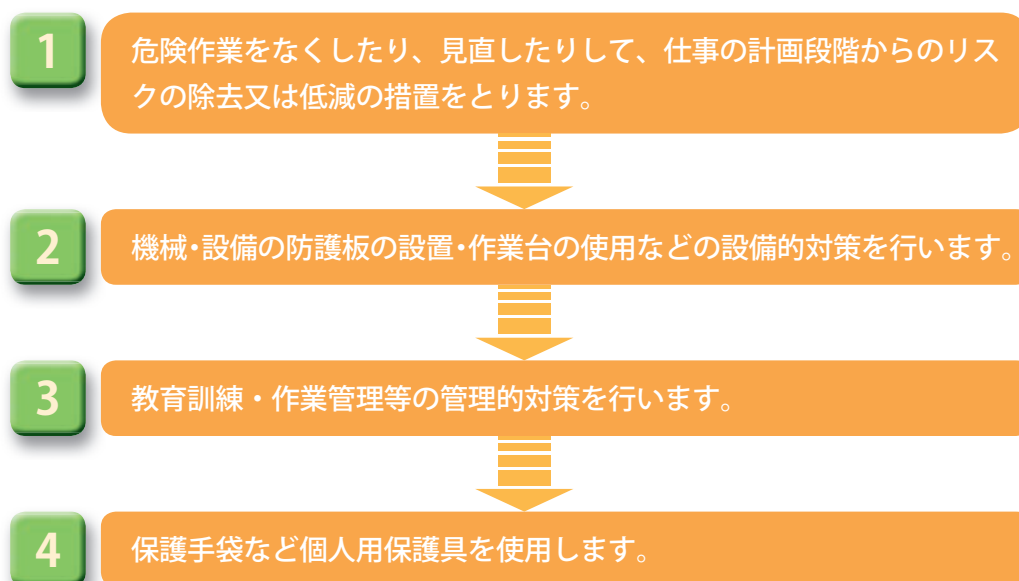
リスクの程度	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある。	措置を講ずるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。	措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

8 リスク低減措置の検討及び実施

リスク低減措置の検討を行う場合、法令に定められた事項がある場合には、それを必ず実施するとともに、リスクの高いものから優先的に

検討を行うことになります。

その検討・実施にあたっての安全衛生対策の優先順位は以下のとおりです。



リスク低減措置の原則は、まず危険作業をなくしたり、見直したりすることでリスクを減らすことを検討することです。それらが難しいときは、設備的対策を検討し、さらに管理的対策を検討します。個人用保護具は最後の対策です。

次に大切なことは「リスク低減措置実施後の検証」です。目的どおりのリスクに下がったかどうか検証することは、リスクアセスメントの精度向上につながります。しかし、現状の技術

上の制約等により、対応が困難な場合は、リスクが残り「残留リスク」となります。「残留リスク」については、直ちに、作業者に対して「決めごとを守るべき理由」「どんなリスクから身を守るか」等のような残留リスクがあるかを周知し、「暫定措置」を実施し、設備改善等の恒久対策の検討・実施は、次年度の安全衛生管理計画などに反映させて、計画的に、解決を図ることが大切です。

9 リスクアセスメント実施状況の記録と見直し

前の段階で検討したリスク低減措置実施後に想定されるリスクについて、リスクアセスメント担当者等（又は安全衛生委員会等）による会議で審議し、事業場としてリスク低減措置の実施上の優先度を判断し、具体的な活動へ進みます。

また、リスクアセスメントの実施結果が適切

であったかどうか、見直しや改善が必要かどうかを検討し、次年度以降のリスクアセスメントを含めた安全衛生目標と安全衛生計画の策定、さらに安全衛生水準の向上に役立てることが望まれます。リスクアセスメント実施一覧表は実施記録として保存します。

別表1 危険性又は有害性の特定の着眼点

1. 準備作業

- ① ワイヤロープの点検を怠り、または部品重量に対し不適切な太さのものを使用してワイヤロープが破断する危険性はないか
- ② 吊荷が外れる、もしくは転倒する危険性はないか
- ③ 運搬器具（フォークリフト・手押し台車・一輪車等）が損壊する危険性はないか
- ④ パレットや部品箱が損壊する危険性はないか
- ⑤ 出庫時に部品（ボルト、管材等）の荷崩れにより、指が挟まれる危険性はないか
- ⑥ 部品の検査、寸法確認時に部品が転倒する危険性はないか
- ⑦ 機械加工品の切削面に触れて切り傷を負う危険性はないか
- ⑧ 部品の検査（カラーチェック、耐圧試験等）のとき、指定された検査器具の使用又は手順を行わず、眼・指・足等を負傷する危険性はないか

2. 組立作業

- ① 部品（ユニット）の一時保管時に落下又は転倒により負傷する危険性はないか
- ② 部品をワイヤロープで吊りながら行うの組み付け作業では、部品の振れで指が挟まれる危険性はないか
- ③ 部品（ユニット）を取付け（取外し）時に斜め吊りをして、荷が落下または振られて負傷する危険性はないか。
- ④ ハンマーで自分（相手）の手をたたく危険性はないか
- ⑤ 締め付け作業で、レンチやスパナがボルトから外れ、手を品物に当てて負傷する危険性はないか
- ⑥ 部品の焼き嵌めの際に手や腕を火傷する危険性はないか
- ⑦ グラインダー作業で、眼に鉄粉が入る危険性はないか
- ⑧ ベビーグラインダー等の電動工具を落下させ、負傷する危険性はないか
- ⑨ 組込み、もしくは分解時に部品が急に移動し、手首をねんざする又は指を切傷する危険性はないか
- ⑩ 不安定な踏み台から転落する危険性はないか

3. 試運転作業

- ① 可動部、回転体に巻き込まれる危険性はないか
- ② ユニットの試運転時に感電する危険性はないか
- ③ 据付けの不備からユニットが落下又は転倒して、作業者が負傷する危険性はないか

4. 手直し・調整作業

- ① 手回しでの合わせ作業中に指を切傷する危険性はないか
- ② ペーパー磨き作業で、加工物を機械で回転させているときに手が巻き込まれる危険性はないか
- ③ 手直し作業中に品物が転倒する、又は作業者が品物から転落する危険性はないか
- ④ 計測作業中に品物のバリ等により、切傷する危険性はないか
- ⑤ ハンドグラインダーで加工後、加工箇所に触れ火傷する危険性はないか

5. その他（共同作業等）

- ① 共同作業で、1人が機械の可動領域で調整作業をしている時に、共同作業者が操作ミスで機械を可動させて作業者を負傷させる危険性はないか
- ② 決められた手順を守らずに、「省略行動」により共同作業者の誤操作や不意の動作を招き、負傷させる危険性はないか
- ③ 作業場所が乱雑なため、つまずきや転倒の危険性はないか
- ④ 災害時（地震、火災等）の対策はできているか
- ⑤ 作業環境（換気、照明、通路の確保等）は整っているか
- ⑥ 仮配線や仮配管につまづいて転倒する危険性はないか

別表 2 主な危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例

作業等	危険性又は有害性と発生するおそれがある災害の例
準備作業	● 吊具・ワイヤロープが劣化して破断し、製品が落下して負傷する
	● 重量目測を誤り、ワイヤロープが破断し、製品が落下して負傷する
	● 吊り荷からワイヤロープがはずれ、手足を裂傷する
	● クレーンの操作ミスで荷振れをおこして作業者を負傷させる
	● 重量物を人力で運搬しようとしたが、重くて支えきれず腰椎をねんざする、また落下させて手や足を挟み骨折する
	● 運搬器具の損壊により、品物が倒れ手足の骨折や指を切傷する
	● 出庫時に部品（ボルト、管材等）の荷崩れにより、手指を骨折する
	● 不安定な状態で部品（ユニット）が倒れて手足を裂傷する
	● 部品のバリで手指を切傷する
	● 検査用具の使用方法を誤り、手足を骨折する
組立作業	● 部品（ユニット）が一時保管時に倒れて手足を骨折する
	● 部品をワイヤロープで吊りながら行う組込み作業中、部品が振れて指を骨折する
	● 部品(ユニット)を取付け(取外し)時斜め吊りをして、荷が落下または振られて負傷する
	● ハンマーで自分又は共同作業者の手をたたき、裂傷や骨折をする
	● 締付け作業中、レンチやスパナがボルトからはずれ、反動で手指を切傷する
	● 部品の焼き ^ば 詰め作業で、焼けた部品に誤って触れて火傷する
	● グラインダー作業で、眼を鉄粉等の異物で負傷する
	● ベビーグラインダーを落下させ、足を裂傷する
	● 部品の組込み又は分解時に、急な部品の移動により支えていた手首をねんざする
	● ネジ締め作業中ドライバーがはずれ、手を裂傷する
	● 機械の仮配線や仮配管につまづいて転倒し負傷する
試運転作業	● 始動部、回転体に巻き込まれ、手足を裂傷・骨折する
	● ユニットの試運転時に電源接続部の絶縁不良により感電する
	● 据付けの不備により、部品(ユニット)が落下又は転倒して作業者にあたり、負傷する
	● 機械の試運転時、油圧配管の不備で油が噴出して負傷する
手直し・調整作業	● 手回しでキャップ等の調整作業中、指を挟んで切傷する
	● 計測作業中に品物が倒れて足を骨折する
	● 手直し作業で部品のふちやバリで指を切傷する
	● グラインダーで加工修正後、加工箇所に触れ火傷する
その他 共同作業等	● 共同作業者を充分認識せず機械を運転させ、作業者が転倒し、手を骨折する
	● 指示ミスにより、電源を入れて可動域にいる共同作業者が機械に挟まれ骨折する
	● 決められた手順の省略や勝手な変更により、共同作業者を負傷させる
	● 作業場所が乱雑で、つまづいて転倒し足をねんざする

別表3 製品組立作業におけるリスクとその低減対策の例

1. クレーン作業で吊荷が落下するリスク

- 吊具・ワイヤロープを定期的に点検し、点検済みは色で表示する
- 荷の下に入らないように立入り禁止措置を実施する。また、作業指揮者を選任し段取りを統一する
- 品物に重量表示を行い、使用するワイヤロープとの適合性を図る
- 異型物や長尺物の玉掛方法を繰返し実地指導する
- 操作ボタンに機能を明示し、作業は必ず表示を確認して行う
- 斜め吊りはしないことを徹底するとともに専用段取（吊具）を作製し使用する。

2. 部品（ユニット）に手足を挟まれるリスク

- 保管部品は、取り出す際に荷崩れを起こさないよう平置きや小分けにする
- 部品を床置きする時は、敷物を使用し安定した状態にする
- 取付けもしくは分解時に、部品が急に外れて落下しないように、くさびや角材により、防護の手立てを実施する
- 部品が滑って落下することのないよう油分を除去する

3. 手工具により負傷するリスク

- グラインダー作業では、手工具をしっかり保持するとともに、保護眼鏡を着用する
- ハンマー作業では、事前に基本姿勢と作業場所を確認する
- レンチやスパナでボルトを締付ける時は、決められた使用方法や手順を守る
- ドライバーの締め込み中には、おさえている手の位置に気をつける
- 手工具は定期的に点検し、不良があれば廃棄基準に従い処分する



4. 高所からの落下、つまづきによる転倒のリスク

- 仮配線、仮配管には必ず防護カバーをつける
- 脚立・踏み台・渡し板を整備し、代用品の使用を禁止する
- 命綱、工具袋の着用と使用を励行する
- 脚立等のステップの滑り止めを行う

5. 機械に巻き込まれるリスク

- 試運転での始動後は機械から離れる
- 共同作業では、相方の作業内容と作業場所を認識し、明確な合図を確認して機械を運転させる
- 製品を機械で回転させて、サンドペーパーで調整作業を行う場合は直当てではなく専用工具を使用する
- 必要に応じて、間欠起動を行う

6. その他

部品の加工面、バリ、突起物で負傷するリスク

- 部品（ユニット）の集積・検品段階で、研磨または防護シールを貼る

部品で火傷するリスク

- 焼き^はめ部品をもつ時は、断熱手袋、カバーを使用する
- グラインダー作業箇所には触れない

感電するリスク

- 結線部のテーピングは定期的に確認し、少しの剥^はがれでも巻き直す
- 配線の折れや傷の検査を作業前に実施する



演習

実際にリスクアセスメントの手法を導入し、実施手順に沿ってリスクアセスメントを進める前に「危険性又は有害性の特定」から、「リスクの見積り」、「リスク低減措置の検討」などを演習することにより、リスクアセスメントの進め方が具体的にわかり、さらに危険性又は有害性に対する考え方について参加者の相互理解が深まることが期待できます。

ここでは、準備作業(クレーン作業)及び手直し・調整作業について用意しました。一人ひとりが記入した「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」を持ち寄り、リーダー(司会)、書記、発表など役割を決め、グループ(4～6名)で検討し、リスクアセスメント実施一覧表を作成することをお勧めします。演習後に後述の実施記載例を参照して下さい。

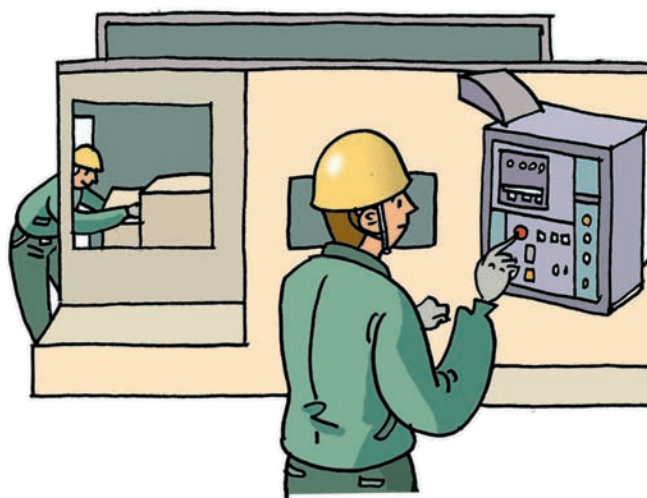
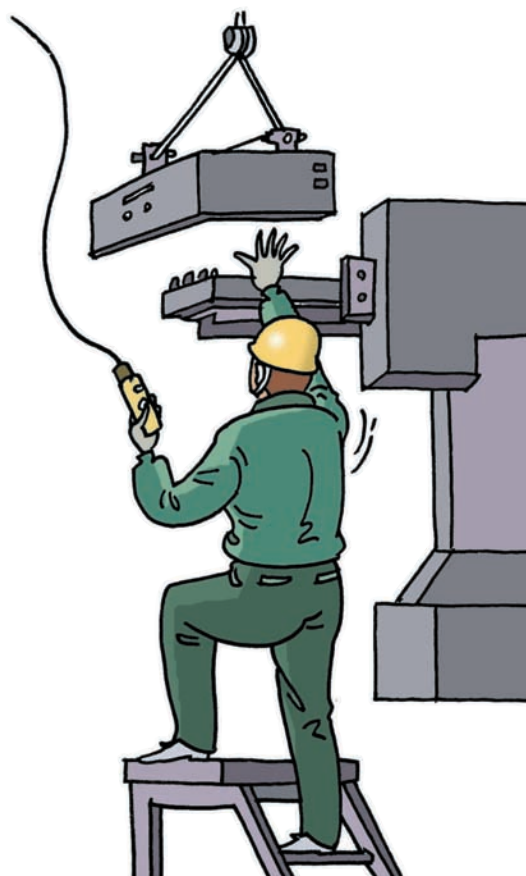
演習の基本

①個人作業で、「2.危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」を見て、リスク見積りの方法(P10)を参照し、枠内の「4.リスクの見積り」から「7.対応措置」[5分]を記入し、次にグループ検討[15分]します。

②再び個人作業で、他の「2.危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」を考え、「7.対応措置」まで記入し、次にグループ検討[20分]します。

(時間は目安です。少なくとも一項目についてリスク低減措置案実施後の想定リスクまで記入します。)

③発表や講評を行うと効果的です。



演習 リスクアセスメント実施一覧表（実施記載例）

リスクアセスメント対象職場		①～③の実施担当者の実施日	④～⑥の実施担当者の実施日	⑦～⑧の実施担当者の実施日	社長(工場長)		製造部長	製造第○課長

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害※	③ 既存の災害防止対策	④ リスクの見積り			⑤ リスク低減措置案			⑥ 措置実施後のリスクの見積り			⑦ 対応措置		⑧ 備考
			重篤度	発生可能性	優先度(リスク)				重篤度	発生可能性	優先度(リスク)	措置	実施日	
準備作業 (クレーン作業)	不良の玉掛けワイヤロープを使用したためワイヤロープが切れて吊荷が落下し作業者に当たって負傷する。													
準備作業 (クレーン作業)	吊荷およびクレーン操作に注意が集中し、バランスを崩して脚立から転落する。													
手直し・調整作業	主軸台後部の調整作業中に別の作業者が機械を作動させて、調整をしている作業者が回転部に巻き込まれ負傷する。													

災害の重篤度 ×＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度
優先度 Ⅰ＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要があるリスクがある。 Ⅱ＝時々・可能性が高い比較的高い △＝時々・可能性はある ○＝ほとんどない・可能性がほとんどない
※災害に至る経緯として「～なので、～して」「～になる」と記述

リスクアセスメント実施一覧表（実施記載例）

リスクアセスメント対象職場		①～③の実施担当者と実施日		④～⑥の実施担当者と実施日		⑦～⑧の実施担当者と実施日		社長(工場長)		製造部長		製造第○課長	
① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生の おそれのある災害※	③ 既存の災害防止対策	④ リスクの見積り			⑤ リスク低減措置案	⑥ 措置実施後の リスクの見積り		⑦ 対応措置		⑧ 備考		
			重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)		重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)	措置 実施日		次年度検討事項	
準備作業	不良の玉掛けワイヤロープを 使用したためワイヤロープが 切れて吊荷が落下し作業者に 当たって負傷する。	ワイヤロープの毎月定期点検	×	△	III	①ワイヤロープの点検後、合格品 は色分けする。 ②品物に重量表示する。 ③使用前点検	×	○	II	●玉掛訓練の定期的な実 施 ●安全パトロールでワイ ヤロープ・吊具のチェッ クを強化			
準備作業 または組立作業	吊荷およびクレーン操作に注 意が集中しバランスを崩して 脚立から転落する。	クレーン操作者を追加する。	×	△	III	①脚立に手すりを設ける。 ②脚立の使用前点検	×	○	II	●使用用具の基準のルー ル化 ●作業台・足場台による 足場の確保			
準備作業	集積した部品（ユニット）が 転倒して、手足を骨折する。	部品の平置き	×	△	III	①作業場所の確保と整理整頓 ②部品チェックの徹底 ③重ねる、立てる場合には当ても のを使用する。	×	○	II	●作業場所の確保 ●部品の小分けを可能 にできる区分け箱の 利用			
準備作業	クレーン操作ミスで荷振れ をおこし、共同作業者を負 傷させる。	操作スイッチに作動を明示 する	×	△	III	①操作中は、他の者は吊り荷に 近づかない。 ②玉掛訓練の定期実施	×	○	II	●玉掛訓練の実施 ●操作スイッチの定期点 検（コード含む）			
組立作業	部品が滑って落下し、手足 を裂傷する。	素手作業と手袋作業の区分	×	△	III	①部品、工具の油分除去の徹底 ②素手作業範囲の周知 ③ワイヤロープ掛けの禁止部位を 決める。	×	○	II	●作業前に注意事項を確 認 ●部品を知る勉強会の実 施			
組立作業	焼き嵌め部品に接触し、腕 や手指を火傷する。	皮手、軍手の着用	△	△	II	①耐熱保護具（手袋、カバー）の 使用を徹底する。	△	○	I	●作業前の段取り確認			
組立作業	部品（ユニット）の取付けもし くは取り外し時に部品が落下 して、手や足を挟まれ負傷 する。	部品重量の確認 作業位置、姿勢の相互注意	×	△	III	①くさび、台木により、落下を想 定し保護できるよう段取りする。	△	△	II	●共同作業で行なう ●事前に吊り込みをして から作業			
組立作業	レンチやスパナがボルトか らはずれ、反動で手を打撲、 裂傷する。	工具の油分の除去 無理な作業姿勢の禁止	△	△	II	①正しい工具の使い方の教育 ②工具の代用を禁止する。	△	○	I	●工具の代用をせず正 しく使うことを繰返し 教育			

災害の重篤度 ×＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度 **発生可能性** ×＝頻繁・可能性が高いか比較的高い △＝時々・可能性がある ○＝ほとんどない
優先度 III＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 II＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要があるリスクがある。 I＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

※災害に至る経緯として「～なので、～して」「～になる」と記述

リスクアセスメント実施一覧表（実施記載例）

リスクアセスメント対象職場	①～③の実施担当者の実施日	④～⑥の実施担当者の実施日	⑦～⑧の実施担当者の実施日	社長(工場長)	製造部長	製造第○課長

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生の おそれのある災害※	③ 既存の災害防止対策	④ リスクの見積り			⑤ リスク低減措置案			⑥ 措置実施後の リスクの見積り			⑦ 対応措置		⑧ 備考
			重篤度	発生可能性	優先度 (リスク)	重篤度	発生可能性	優先度 (リスク)	重篤度	発生可能性	優先度 (リスク)	措置 実施日	次年度検討事項	
組立作業	不安定な足場から転落して 骨折や打撲をする。	決められた足場の構築 安易な足場代用品の使用禁 止	×	△	III	×	△	III	×	○	II		●使用用具の廃棄基準 のルール化 ●職場の一作業即清掃 の定着化	
準備作業	部品(ユニット)を取付け(取 外し)時斜め吊りをして、荷 が落下または振られて負傷 する。	斜め吊りの禁止の徹底	×	△	III				×	○	II		●作業手順書の作成と 作業教育の実施	
試運転作業	可動部、回転体に巻き込ま れて負傷する。	服装点検 立入禁止措置	×	△	III				×	○	II		●電源を入れるときは 缶を吹く。 ●服装点検の徹底	
手直し・調整作 業	可動部を手回しで調整して いるとき、手指を切傷する。	安全の留意点を記載した組 立マニュアルの作成	△	×	III				△	○	I		●ネジ山等の鋭利な部 分には防護シールの 添付	
手直し・調整作 業	主軸台後部の調整作業中に 別の作業者が機械を作動さ せて、調整をしている作業 者が回転部に巻き込まれ負 傷する。	全体を監視する監督者を置 く。	×	△	III				×	○	II		●作業前に危険予知 ミーティング ●指差確認 ●ロックアウトシステムの 適用	

災害の重篤度 ×＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度 **発生可能性** ×＝頻繁・可能性が高いか比較的高い △＝時々・可能性がある ○＝ほとんどない・可能性がほとんどない
優先度 III＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 II＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要があるリスクがある。 I＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。
 ※災害に至る経緯として「～なので、～して、～」と記述

危険性又は有害性等の調査等に関する指針

平成18年3月10日 厚生労働省公示

1 趣旨等

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。

このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項において、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下単に「調査」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されたところである。

本指針は、法第28条の2第2項の規定に基づき、当該措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。

また、本指針を踏まえ、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細な指針が別途策定されるものとする。詳細な指針には、「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」、機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるものが含まれる。

なお、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因す

る危険性又は有害性（以下単に「危険性又は有害性」という。）であって、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置（以下「調査等」という。）として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- (2) (1) により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2) の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討
- (4) (3) の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
 - ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。）の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。
 - オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。
- (2) 事業者は、(1) で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
- ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。
- (ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
- (イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- (2) 事業者は、(1) のアからエまでに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。
- (3) 事業者は、(1) のアからエまでに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。

6 対象の選定

事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。

- (1) 過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予想可能であるものは、調査等の対象とすること。
- (2) (1) のうち、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、調査等の対象から除外して差し支えないこと。

7 情報の入手

- (1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非定常作業に係る資料等も含めるものとする。

- ア 作業標準、作業手順書等
 - イ 仕様書、化学物質等安全データシート（MSDS）等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報
 - ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報
 - エ 作業環境測定結果等
 - オ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
 - カ 災害事例、災害統計等
 - キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等
- (2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。
 - イ 機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。
 - ウ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。
 - エ 機械設備等が転倒するおそれがある場所等、危険な場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業者が実施した当該危険な場所に関する調査等の結果を入手すること。

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1) の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。

9 リスクの見積り

- (1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もることができる。

ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

- (2) 事業者は、(1)の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。

イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

ウ 負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。

- (3) 事業者は、(1)の見積りを、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は疾病の類型ごとに行うものとする。

ア はさまれ、墜落等の物理的な作用によるもの

イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの

ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの

エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの

また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。

ア 安全装置の設置、立入禁止措置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全機能等」という。）の信頼性及び維持能力

イ 安全機能等を無効化する又は無視する可能性

ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。

ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置

イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策

ウ マニュアルの整備等の管理的対策

エ 個人用保護具の使用

- (2) (1)の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。

- (3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。

11 記録

事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 洗い出した作業

(2) 特定した危険性又は有害性

(3) 見積もったリスク

(4) 設定したリスク低減措置の優先度

(5) 実施したリスク低減措置の内容

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまずくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

注：危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（平成18年3月10日基発第0310001号）の別添3による。このほかISO、JISやGHSで定められた分類があり、各事業者が設備、作業等に応じて定めた独自の分類がある場合には、それを用いて差し支えない。



リスクアセスメントに関する情報は、次のアドレスにてご覧いただけます。

● 関連ホームページ ●

厚生労働省「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」のページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

安全衛生情報センター：<http://www.jaish.gr.jp/index.html>